

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>令和8年度の酒類製造用原料に係る関税割当制度の運営について（依頼）</p> <p>関税割当制度とは、一定の輸入数量（以下「関税割当数量」という。）の枠内に限り無税又は低税率（枠内税率）の関税を適用し、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分には高税率（枠外税率）を適用することによって、国内生産者の保護を図る制度です。</p> <p>この関税割当数量は原則として、国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して定めることとされています。</p> <p>令和<u>7</u>年度における酒類製造用原料に係る関税割当数量については、「関税割当制度に関する政令」（昭和36年政令第153号）別表1107・10（麦芽（煎ってあるかないかを問わない。））及び別表1005・90（とうもろこしのうちコーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの）（以下「政令」という。）により定められ、事業者に対する割当てについても、「とうもろこし等の関税割当制度に関する省令」（昭和40年農林省第13号）第6条の規定に基づく<u>6</u>輸国第4156号関税割当公表第68号「令和<u>7</u>年度の麦芽の関税割当てについて」及び<u>6</u>輸国第4156号関税割当公表第66号「令和<u>7</u>年度のとうもろこし（コーンスターチ用以外）の関税割当てについて」に定められているとおり、国税庁が発行する内示書に基づき申請者に対して割り当てられます。</p> <p><u>申請者に対する来年度の割当てについても、本年度と同様に、酒類製造用原料の関税割当制度の適正な運営を前提として、酒類業界の実情に応じて内示書を発行していきたいと考えております。</u></p>	<p>令和<u>7</u>年度の酒類製造用原料に係る関税割当制度の運営について（依頼）</p> <p>関税割当制度とは、一定の輸入数量（以下「関税割当数量」という。）の枠内に限り無税又は低税率（枠内税率）の関税を適用し、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分には高税率（枠外税率）を適用することによって、国内生産者の保護を図る制度です。</p> <p>この関税割当数量は原則として、国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して定めることとされています。</p> <p>令和<u>6</u>年度における酒類製造用原料に係る関税割当数量については、「関税割当制度に関する政令」（昭和36年政令第153号）別表1107・10（麦芽（煎ってあるかないかを問わない。））及び別表1005・90（とうもろこしのうちコーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの）（以下「政令」という。）により定められ、事業者に対する割当てについても、「とうもろこし等の関税割当制度に関する省令」（昭和40年農林省第13号）第6条の規定に基づく<u>5</u>輸国第4471号関税割当公表第68号「令和<u>6</u>年度の麦芽の関税割当てについて」及び<u>5</u>輸国第4471号関税割当公表第66号「令和<u>6</u>年度のとうもろこし（コーンスターチ用以外）の関税割当てについて」に定められているとおり、国税庁が発行する内示書に基づき申請者に対して割り当てられます。</p> <p><u>来年度の申請者に対する割当てについても、本年度と同様に、酒類製造用原料の関税割当制度の適正な運営を前提として、酒類業界の実情に応じて行っていきたいと考えております。</u></p>

改正後	改正前
<p>つきましては、関係酒類業団体、酒類製造事業者及び酒類製造事業者との委託契約に基づき自己の名義で麦芽の輸入を行う事業者（以下「輸入事業者」という。）におかれては以下のとおり御協力をお願いします。</p>	<p>つきましては、関係酒類業団体、酒類製造事業者及び酒類製造事業者との委託契約に基づき自己の名義で麦芽の輸入を行う事業者（以下「輸入事業者」という。）におかれては以下のとおり御協力をお願いします。</p>
<p>1 (省略)</p>	
<p>2 需給量の適切な把握について</p> <p>関税割当数量を算出するに当たって、対象原料に係る国内需要見込数量及び国内生産見込数量を把握するため、酒類製造事業者の日本国内で生産される対象原料の調達状況と酒類の製造計画に基づく原料使用見込数量を的確に把握する必要があるため、関係酒類業団体、酒類製造事業者及び輸入事業者の皆様からの情報提供に関して、以下のとおり御協力をお願いします。</p>	<p>2 需給量の適切な把握について</p> <p>関税割当数量を算出するに当たって、対象原料に係る国内需要見込数量及び国内生産見込数量を把握するため、酒類製造事業者の日本国内で生産される対象原料の調達状況と酒類の製造計画に基づく原料使用見込数量を的確に把握する必要があるため、関係酒類業団体、酒類製造事業者及び輸入事業者の皆様からの情報提供に関して、以下のとおり御協力をお願いします。</p>
<p>(1) 酒類業団体における取組について</p> <p>イ　関税割当要望を行う対象原料について、<u>関税割当制度の利用を希望する者</u>（以下「利用希望者」という。）が傘下会員として加盟している酒類業団体は、日本国内で生産される対象原料（対象原料がビール等麦芽又はウイスキー麦芽の場合にはその原料である麦を含む。）の使用に係る取組（以下「国内調達の取組」という。）の状況について、国税庁との意見交換等を通じた情報提供（以下「情報提供」という。）に御協力をお願いします。</p> <p>なお、上記の情報提供を行った酒類業団体（以下「対象団体」という。）については、当該取組の参加酒類事業者として、令和<u>6</u>年12月末日までに、提出日時点での傘下会員の名簿を国税庁酒税課業務係宛に提出してください。</p>	<p>(1) 酒類業団体における取組について</p> <p>イ　関税割当要望を行う対象原料について、<u>利用希望者が</u>傘下会員として加盟している酒類業団体は、日本国内で生産される対象原料（対象原料がビール等麦芽又はウイスキー麦芽の場合にはその原料である麦を含む。）の使用に係る取組（以下「国内調達の取組」という。）の状況について、国税庁との意見交換等を通じた情報提供（以下「情報提供」という。）に御協力をお願いします。</p> <p>なお、上記の情報提供を行った酒類業団体（以下「対象団体」という。）については、当該取組の参加酒類事業者として、令和<u>6</u>年12月末日までに、提出日時点での傘下会員の名簿を国税庁酒税課業務係宛に提出してください。</p>

改正後	改正前
<p>時点での傘下会員の名簿を国税庁酒税課業務係宛に提出してください。</p> <p>(2) 利用希望者からの情報提供について</p> <p>イ 令和<u>8</u>年度の需給状況を記載する書類（以下「需給表」という。）の様式は、国税庁が関係省庁と協議の上で必要な記載事項及び添付書類等を決定し、令和<u>7</u>年12月中旬を目途として、国税庁ホームページでその様式を公表します。</p> <p>ロ 令和<u>8</u>年度の関税割当を希望する利用希望者は、令和<u>8</u>年1月15日までに、<u>2(2)イ</u>により公表した需給表に必要事項を記載し、国税庁酒税課業務係宛に提出してください。</p> <p>なお、需給表は対象団体がとりまとめて提出しても差し支えありません。</p> <p>おって、国税庁は需給表の提出者に対して、需給表の記載内容に関してヒアリングを行う場合があるので、御協力願います。</p> <p>ハ 対象団体が行う国内調達の取組に参加していない利用希望者（輸入事業者を除く。）については、<u>2(2)ロ</u>による需給表の提出と併せて、対象原料ごとに、自己の国内調達状況又は国内調達の取組について報告してください。</p> <p>輸入事業者については、委託契約を締結した酒類製造事業者から提出を受けた<u>2(2)ロ</u>による需給表の対象原料ごとに、当該取引先のその国内調達状況又は国内調達の取組に係る報告をとりまとめて、<u>国税庁酒税課業務係</u>宛に提出してください。</p> <p>なお、現在の対象原料の国内生産状況に照らして、当面の間、国内調達の取組については、取組予定（対象団体への加</p>	<p>(2) 利用希望者からの情報提供について</p> <p>イ 令和<u>7</u>年度の需給状況を記載する書類（以下「需給表」という。）の様式は、国税庁が関係省庁と協議の上で必要な記載事項及び添付書類等を決定し、令和<u>6</u>年12月中旬を目途として、国税庁ホームページでその様式を公表します。</p> <p>ロ 令和<u>7</u>年度の関税割当を希望する利用希望者は、令和<u>7</u>年1月15日までに、<u>イ</u>により公表した需給表に必要事項を記載し、国税庁酒税課業務係宛に提出してください。</p> <p>なお、需給表は対象団体がとりまとめて提出しても差し支えありません。</p> <p>おって、国税庁は需給表の提出者に対して、需給表の記載内容に関してヒアリングを行う場合があるので、御協力願います。</p> <p>ハ 対象団体が行う国内調達の取組に参加していない利用希望者（輸入事業者を除く。）については、<u>ロ</u>による需給表の提出と併せて、対象原料ごとに、自己の国内調達状況又は国内調達の取組について報告してください。</p> <p>輸入事業者については、委託契約を締結した酒類製造事業者から提出を受けた<u>ロ</u>による需給表の対象原料ごとに、当該取引先のその国内調達状況又は国内調達の取組に係る報告をとりまとめて、<u>国税庁</u>宛に提出してください。</p> <p>なお、現在の対象原料の国内生産状況に照らして、当面の間、国内調達の取組については、取組予定（対象団体への加</p>

改正後	改正前
<p>については、取組予定（対象団体への加入予定や精麦方法の研究予定等）を報告することとして差し支えありません（報告する取組が実施済であることは求めません。）。</p>	<p>入予定や精麦方法の研究予定等)を報告することとして差し支えありません。 (報告する取組が実施済であることは求めません。)</p>
<p>ニ 輸入事業者は対象原料ごとに、委託契約を締結した酒類製造事業者の氏名、住所、期首在庫数量、関税割当希望数量等を記載した書類を<u>2 (2) ロ</u>による需給表と併せて提出してください。</p>	<p>ニ 輸入事業者は対象原料ごとに、委託契約を締結した酒類製造事業者の氏名、住所、期首在庫数量、関税割当希望数量等を記載した書類を<u>ロ</u>による需給表と併せて提出してください。</p>
<p>3 申請者への関税割当てについて 内示書の交付による関税割当てについては次のとおり「関税割当申請限度内示書交付申請書（以下「交付申請書」という。）」の提出に基づき行いますので、以下の事項に沿って提出してください。</p>	<p>3 申請者への関税割当てについて 内示書の交付による関税割当てについては次のとおり「関税割当申請限度内示書交付申請書（以下「交付申請書」という。）」の提出に基づき行いますので、以下の事項に沿って提出してください。</p>
<p>(1) 交付申請書の様式は令和<u>7</u>年 12 月中旬を目途として国税庁ホームページで公表します。</p> <p>(2) <u>交付申請書及び2 (2) ロの需給表と併せて令和8年1月15日までに、国税庁酒税課業務係宛に提出してください。</u> <u>なお、交付申請書は対象団体がとりまとめて提出しても差し支えありません。</u></p> <p>(3) <u>内示書を交付申請書に記載のある住所とは別の住所に送付することを希望する場合には、送付先指定書を3 (2) による交付申請書と併せて提出してください。</u></p> <p>(4) <u>内示を行う数量は、原則として、提出の</u></p>	<p>(1) 交付申請書の様式は令和<u>6</u>年 12 月中旬を目途として国税庁ホームページで公表します。</p> <p>(2) <u>2 (2) ロにより需給表を提出した者に限り、令和6年度内に来年度分の交付申請書を提出することができます。</u></p> <p>(3) <u>交付申請書は令和7年3月10日までに、国税庁酒税課業務係宛に提出してください。</u> <u>なお、2 (2) ロによる需給表の提出と併せて交付申請書を提出しても差し支えありません。</u> <u>おって、交付申請書は対象団体がとりまとめて提出しても差し支えありません。</u></p> <p>(4) <u>内示書を交付申請書に記載のある住</u></p>

改正後	改正前
<p><u>あった交付申請書に記載されている数量（以下「交付希望数量」という。）を対象原料ごとに合計した数量が、当該原料に係る令和8年度の関税割当数量を超えない限りにおいて、交付希望数量のとおり行います。</u></p> <p><u>なお、原則として、交付希望数量は需給表に記載する輸入必要数量と同数量とするようにしてください。</u></p> <p><u>また、内示の状況について対象団体が希望する場合には、対象団体の傘下会員の交付希望数量の合計数量及び対象原料ごとの関税割当数量から交付希望数量の合計数量を差引した数量（以下「割当残量」という。）を通知します。</u></p> <p>(5) <u>国税庁は政令の公布後、速やかに、交付申請書を提出した者に内示書を交付します。</u></p> <p>(6) <u>郵送による内示書の受領を希望される方は、所要の切手を貼付した封筒（以下、「返信用封筒」という。）を交付申請書等と同封して提出してください。</u></p>	<p><u>所とは別の住所に送付することを希望する場合には、送付先指定書を(3)による交付申請書と併せて提出してください。</u></p> <p>(5) <u>提出された交付申請書に基づき、内示を行う数量は、原則として、提出のあった全ての交付申請書に記載されている数量（以下「交付希望数量」という。）を合計した数量が、関税割当数量を超えない限りにおいて、交付希望数量のとおり行います。</u></p> <p><u>なお、原則として、交付希望数量は需給表に記載する輸入必要数量と同数量とするようにしてください。</u></p> <p><u>また、内示の状況について対象団体が希望する場合には、対象団体の傘下会員の交付希望数量の合計数量及び対象原料ごとの関税割当数量から交付希望数量の合計数量を差引した数量（以下「割当残量」という。）を通知します。</u></p> <p>(6) <u>国税庁は政令の公布後、速やかに、交付申請書を提出した者に内示書を交付します。</u></p>

改正後	改正前
4 追加の関税割当てについて	4 追加の関税割当てについて
(1) 追加の関税割当ての交付申請書の提出について	(1) 追加の関税割当ての交付申請書の提出について
イ 内示書の交付を受けた利用希望者 <u>3(5)</u> による内示書の交付を受けた者 (以下「内示者」という。)が、追加の関税割当てを希望する場合は、対象原料の追加の関税割当希望数量(以下「追加希望数量」という。)を記載した交付申請書、 <u>追加の関税割当て</u> が必要となった理由書及び <u>返信用封筒</u> を国税庁酒税課業務係宛に提出してください。	イ 内示書の交付を受けた利用希望者 <u>3(6)</u> による内示書の交付を受けた者 (以下「内示者」という。)が、追加の関税割当てを希望する場合は、対象原料の追加の関税割当希望数量(以下「追加希望数量」という。)を記載した交付申請書及び <u>追加の関税割当て</u> が必要となった理由を国税庁酒税課業務係宛に提出してください。
ロ 内示書の交付を受けていない利用希望者 <u>内示者以外の者が当年度の関税割当て</u> を希望する場合には、追加希望数量を記載した交付申請書、 <u>2(2)ハによる国内調達の取組報告書</u> 、 <u>2(2)ロによる需給表</u> 、 <u>需給表を期限内に提出しなかった理由書</u> 及び <u>返信用封筒</u> を国税庁酒税課業務係宛に提出してください。	ロ 内示書の交付を受けていない利用希望者 <u>内示者以外が追加の関税割当て</u> を希望する場合には、追加希望数量を記載した交付申請書及び <u>2(2)ロによる需給表</u> に加え、 <u>その需給表を期限内に提出しなかった理由</u> を国税庁酒税課業務係宛に提出してください。
(2) 追加の関税割当ての交付申請書の提出期間について	(2) 追加の関税割当ての交付申請書提出期間について
<u>4(1)</u> による追加の関税割当ての交付申請書については、次に掲げる期間に提出してください。	<u>(1)</u> による追加の関税割当ての交付申請書については、次に掲げる期間に提出してください。
イ 令和 <u>8</u> 年 <u>6</u> 月 <u>1</u> 日から <u>5</u> 開庁日の間 ロ 令和 <u>8</u> 年 <u>8</u> 月 <u>1</u> 日から <u>5</u> 開庁日の間 ハ 令和 <u>8</u> 年 <u>10</u> 月 <u>1</u> 日から <u>5</u> 開庁日の間 ニ 令和 <u>8</u> 年 <u>12</u> 月 <u>1</u> 日から <u>5</u> 開庁日の間 ホ 令和 <u>9</u> 年 <u>2</u> 月 <u>1</u> 日から <u>5</u> 開庁日の間	イ 令和 <u>7</u> 年 <u>6</u> 月 <u>3</u> 日から <u>5</u> 開庁日の間 ロ 令和 <u>7</u> 年 <u>8</u> 月 <u>1</u> 日から <u>5</u> 開庁日の間 ハ 令和 <u>7</u> 年 <u>10</u> 月 <u>1</u> 日から <u>5</u> 開庁日の間 ニ 令和 <u>7</u> 年 <u>12</u> 月 <u>1</u> 日から <u>5</u> 開庁日の間 ホ 令和 <u>8</u> 年 <u>2</u> 月 <u>3</u> 日から <u>5</u> 開庁日の間
(3) 追加の関税割当数量について	(3) 追加の関税割当数量について
イ 内示者に係る追加の関税割当数量 <u>4(2)</u> による各期間において <u>割当残量</u> が生じており、当年度に見込まれる需要	イ 内示者に係る追加の関税割当数量 <u>(2)</u> による各期間において <u>割当残量</u> が生じている場合に限り、追加の関税割

改正後	改正前
<p><u>量を基に追加の関税割当てに支障がないと認められる場合であって、4（1）イで提出のあった理由がやむを得ないと認められる場合に限り、追加の交付申請書に基づき内示書を交付します。</u></p> <p>ロ 内示者以外の者に係る追加の関税割当数量 <u>4（2）による各期間において割当残量から4（3）イの追加の交付申請書に基づき交付した内示書の関税割当数量を差引きした数量が生じており、当年度に見込まれる需要量を考慮した結果、追加の関税割当てに支障がないと認められる場合であって、4（1）ロで提出のあった理由がやむを得ないと認められる場合に限り、追加の交付申請書に基づき内示書を交付します。</u></p>	<p><u>当での交付申請書に基づき、内示書を交付します。</u></p> <p>ロ 内示書の交付を受けていない利用希望者 <u>(2)による各期間において、割当残量からイの追加の交付申請書に基づき交付した内示書の関税割当数量を差引きした数量が生じている場合であって、(1)ロで提出のあった理由がやむを得なかったと認められる場合に限り、追加の交付申請書に基づき内 示書を交付します。</u></p>
<p>5 輸入事業者に係る手続について</p> <p>輸入事業者は、令和<u>8</u>年4月1日から令和<u>9</u>年3月31日の間に委託契約に基づいて販売した対象原料の種類、数量、販売先、販売年月日、販売金額等を記載した書類（以下「販売実績報告書」という。）を、令和<u>9</u>年4月<u>12</u>日までに国税庁酒税課業務係宛に提出してください。</p>	<p>5 輸入事業者に係る手続について</p> <p>輸入事業者は、令和<u>7</u>年4月1日から令和<u>8</u>年3月31日の間に委託契約に基づいて販売した対象原料の種類、数量、販売先、販売年月日、販売金額等を記載した書類（以下「販売実績報告書」という。）を、令和<u>8</u>年4月<u>10</u>日までに国税庁酒税課業務係宛に提出してください。</p>
<p>6 ダメージ麦芽の報告について</p> <p>3（5）及び4（3）による内示書の交付を受けた者は、関税割当てを受けて輸入した対象原料について、カビの発生や異物混入等の理由により、酒類の製造用途に使用できなくなった場合には、使用できなくなった対象原料の種類、数量、処分案及び使用できなくなった理由について令和<u>9</u>年4月<u>12</u>日までに、国税庁酒税課業務係に報告してください。</p>	<p>6 ダメージ麦芽の報告について</p> <p>3（6）及び4（3）による内示書の交付を受けた者は、関税割当てを受けて輸入した対象原料について、カビの発生や異物混入等の理由により、酒類の製造用途に使用できなくなった場合には、使用できなくなった対象原料の種類、数量、処分案及び使用できなくなった理由について令和<u>8</u>年4月<u>10</u>日までに、国税庁酒税課業務係に報告してください。</p>

改正後	改正前
<p>ただし、使用できなくなった対象原料が 35 t 以上である場合については、その都度速やかに国税庁酒税課業務係に相談してください。当庁は処分案の可否について農林水産省と協議し、その協議結果を当該相談者に通知しますので、それまで対象原料の処分は行わないように留意してください。</p>	<p>ただし、使用できなくなった対象原料が 35 t 以上である場合については、その都度速やかに国税庁酒税課業務係に相談してください。当庁は処分案の可否について農林水産省と協議し、その協議結果を当該相談者に通知しますので、それまで対象原料の処分は行わないように留意してください。</p>
<p>7 やむを得ない事情により関税割当てにより輸入した対象原料の用途以外の使用、譲渡又は販売が必要となった場合について</p> <p>関税割当ては、政令第二条第二項に基づき、関税割当申請者からの申請書の提出を受け、その使用の実績・計画等を考慮して行うものとされていることから、関税割当てを受けて輸入した対象原料を<u>用途以外に使用若しくは譲渡（又は販売）</u>（以下「<u>用途外使用等</u>」といふ。）をすることは想定されていません（<u>輸入事業者が委託契約に基づいて委託契約者に対象原料を譲渡する場合を除きます。</u>）。</p> <p>やむを得ない事情により関税割当てにより輸入した対象原料の<u>用途外使用等を希望する</u>場合には、対象原料の種類、数量、譲渡（又は販売）の予定先、<u>用途外使用等の予定年月日、譲渡（又は販売）の予定金額及び当該用途外使用等が必要な理由を明らかにした上で、国税庁酒税課業務係に相談してください。当庁は処分案の可否について農林水産省と協議し、その協議結果を当該相談者に通知しますので、それまで<u>用途外使用等は行わない</u>ように留意してください。</u></p> <p>8 書類の虚偽記載について</p> <p>国税庁が提出を受けた書類の内容等に以下の事項があったことが明らかになった場合は、</p>	<p>7 やむを得ない事情により関税割当てにより輸入した対象原料の譲渡が必要となった場合について</p> <p>関税割当ては、政令第二条第二項に基づき、関税割当申請者からの申請書の提出を受け、その使用の実績・計画等を考慮して行うものとされていることから、関税割当てを受けて輸入した対象原料を譲渡（<u>輸入事業者が内示書に係る委託契約に基づいて対象原料を当該委託契約者に譲渡する場合を除く。</u>）することは想定されません。</p> <p>やむを得ない事情により関税割当てにより輸入した対象原料の譲渡が必要となった場合には、対象原料の種類、数量、譲渡予定先、<u>譲渡予定年月日、譲渡予定金額及び当該譲渡が必要な理由を明らかにした上で、国税庁酒税課業務係に相談してください。当庁は処分案の可否について農林水産省と協議し、その協議結果を当該相談者に通知しますので、それまで譲渡は行わない</u>ように留意してください。</p> <p>8 書類の虚偽記載について</p> <p>国税庁が提出を受けた書類の内容等に以下の事項があったことが明らかになった場合は、</p>

改正後	改正前
<p>当該事実が生じたことにやむを得ない理由がある場合を除き、適正な情報提供等が行えると認められるまでの当面の間、その対象団体及び利用希望者からの交付申請書は受け付けません。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 3<u>(4)</u>による交付希望数量と需給表に記載する輸入必要数量に著しく乖離がある場合</p> <p>(4)・(5) (省略)</p> <p>(6) 7による<u>用途外使用等の規定</u>に違反した場合</p>	<p>当該事実が生じたことにやむを得ない理由がある場合を除き、適正な情報提供等が行えると認められるまでの当面の間、その対象団体及び利用希望者からの交付申請書は受け付けません。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 3<u>(5)</u>による交付希望数量と需給表に記載する輸入必要数量に著しく乖離がある場合</p> <p>(4)・(5) (同左)</p> <p>(6) 7による<u>譲渡禁止</u>に違反した場合</p>